

2008年1月15日

役員報酬の一部自主返上について

旭硝子株式会社

当社子会社であるAGCフラットガラス・ヨーロッパ社（旧グラバーベル社、本社：ベルギー、ブリュッセル、以下、AFEUという。）及び当社は、2007年11月28日（日本時間）に、欧州委員会より、欧州における板ガラスのカルテルに関し、課徴金合計65百万ユーロ（約105億円）の支払いを命ずる決定の通知を受けました。

また、当社孫会社であるAGCオートモーティブ・ヨーロッパ社（本社：ベルギー、セネフ）及び当社は、2007年4月20日（現地時間）及び同23日（日本時間）に、欧州委員会より、欧州における自動車用ガラスのカルテルに関するStatement of Objections（異議告知書）をそれぞれ受領しました。本件について、欧州委員会は調査を継続しており、結論は未定です。

当社及びAFEUは、板ガラスのカルテルに関する欧州委員会の決定について精査を続けていますが、一方、当社は親会社としてこのような行為が子会社・孫会社にあったことについて、グループ経営の立場から監督上の社会的責任を痛感しております。

このことについて株主の方々をはじめ関係者の皆様にご心配をおかけしましたことに鑑み、代表取締役、取締役会議長、並びに関係執行役員は1月度から3ヶ月間、報酬の30～10%を自主返上することにしました。

AGCグループでは、従来から、教育や啓蒙を通じて、独占禁止法違反の防止に努めてきましたが、今回の事態を踏まえ、改めてAGCグループの従業員一人ひとりに対し、独占禁止法はもちろんのこと、すべての法令を遵守する義務と責任を負っていることを徹底する等、今後同様の事態を起さぬよう万全を期してまいります。

以上